

管理票等（写し）提出用紙

【2】

高額かつ長期又は軽症者特例制度に該当する方は、下記の確認表に記入のうえ、管理票等のコピーを添付して提出してください。

確認表に「○」をつけた月の管理票等のコピーを提出します。

【確認表】

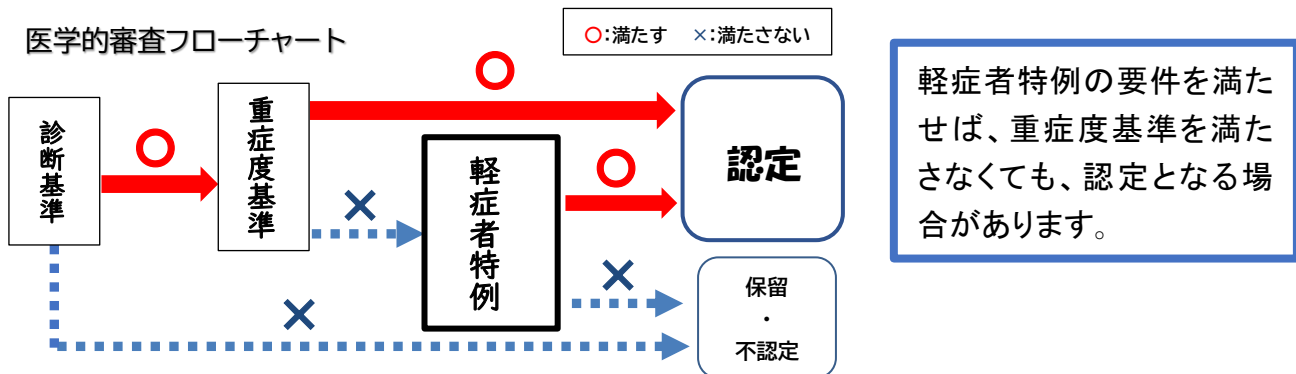
判定基準	令和4年						令和5年								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
提出する月 (○を記入)															

【記入方法】

- ① 指定難病（小児慢性疾患）医療費自己負担上限月額管理票（黄色い手帳。以下、管理票）又は指定難病（小児慢性疾患）医療費申告書＋領収書（以下、医療費申告書等）を用意する。
- ② 管理票又は医療費申告書等の中で、更新申請を行う月（県が申請を受理した月）からさかのぼって12か月以内に以下に該当する月があるか確認する。（**確認方法は裏面参照**）
 - （ア）指定難病に係る医療費総額（10割）が33,330円を超える月が3か月以上あるか
「はい」→**軽症者特例**該当
 - （イ）指定難病に係る医療費総額（10割）が50,000円を超える月が6か月以上あるか
「はい」→**高額かつ長期**該当
- ③ ②のいずれかに当てはまる場合、要件に該当する月の管理票等をコピーする。
- ④ 確認表に「○」を付けたうえ、この提出用紙を先頭に、③の管理票等のコピーを添付する。（クリップなどで留める必要はありません）

【制度について】

（ア）軽症者特例



（イ）高額かつ長期

高額かつ長期に認定されると自己負担限度額が軽減されます。

階層	自己負担上限月額（通常）	自己負担上限月額（高額かつ長期）
一般Ⅰ	10,000円	5000円
一般Ⅱ	20,000円	10,000円
上位	30,000円	20,000円

（注意）階層が低Ⅰ・Ⅱに該当する場合は、自己負担の変更はありません。

【医療費総額（10割）の確認方法】

医療費総額（10割分）については、図1のとおり、原則として自己負担上限月額管理票（黄色い手帳）の各ページの記載内容により確認します。

なお、自己負担上限月額管理票（黄色い手帳）の記載内容により医療費を確認できない場合は、医療費申告書及び領収書等により医療費を確認します。図2の記入例を参考にして、医療費申告書に月ごとの指定難病に係る医療費の内容を記入いただき、領収書等（コピー可）を添付のうえ、提出してください。

図1 自己負担上限月額管理票（黄色い手帳）による医療費総額（10割分）の確認方法

令和4年 12月 自己負担上限月額管理票					
受給者番号 *****		氏名 埼玉 太郎	自己負担上限月額 10,000円		
日付	指定医療機関名	医療費 介護サービス費 総額（10割分）	自己負担額	自己負担 累積額 （月額）	確認
12月1日	A病院	28,500	5,700	5,700	埼玉
12月2日	B薬局	11,250	2,250	7,950	浦和
12月3日	C病院	15,000	2,050	10,000	熊谷

対象期間内における月ごとのこちらの欄の合計額を確認します。

図2 医療費申告書の記入例

令和〇年〇月分 医療費申告書			
病院や診療所等で受けた治療等の概要 をわかる範囲で簡単に記入してください。		住所 <u>XX市△△町</u> 氏名 <u>埼玉 太郎</u>	
指定難病である <u>〇〇病</u> ※に係る医療費については、下記のとおりです。 ※かかっている疾病名をご記入ください。			
受診日	病院・薬局などの名称	医療費の内訳	
		治療内容・ 医療品名など	かかった医療費（円） （10割分）
10日	D内科クリニック	診察、検査、処方、 手術、注射など	5,520円
12日	E薬局	〇〇薬 （薬の名称など）	28,740円
⋮	⋮	⋮	⋮

病院や薬局等が発行した領収書等の保険点数合計欄の点数の10倍（合計金額が記載されている場合はその金額）を記入し、該当分の領収書等（コピー可）を添付のうえ、提出してください。

医療費申告書のダウンロードはこちらから
申請書様式一覧(指定難病医療給付制度)

